

十島村公告第 27 号

職員の任用に関する規則第 3 条の規定により、十島村職員に係る採用試験を次により実施します。

令和 5 年 8 月 15 日

十島村長 肥 後 正 司

令和 5 年度十島村職員採用試験実施要領

1 職種、採用人員及び勤務地

職種	勤務地	採用人員
一般職（建築技術職）	十島村役場（鹿児島市泉町 14-15）	若干名
一般職（土木技術職）		
一般職（保健師）		
看護師	村内診療所	若干名
船員（航海士又は航海士候補）	定期船（フェリーとしま 2） 鹿児島～十島村～名瀬航路	1 名
船員（機関士又は機関士候補）	同上	1 名

※ 一般職各職においては、一般事務への配属や異動もある職場です。

2 受験資格

心身ともに健康で、かつ勤労意欲をもって業務に従事できる者で、次の(1)～(3)のうち、希望する職種の要件に該当し、(4)の①～④に該当しない者

(1) 一般職

一般職は、昭和 63 年 4 月 2 日以降に生まれた者で、次の各号に掲げる要件によるものとする。

① 建築技術職（次のア又はイに該当する者）

ア 建築に関する専門技術系の高等学校等を卒業した者又は令和 6 年 3 月に卒業する見込みの者

イ 高等学校等を卒業した者で建築に関する実務経験や知識を有する者

② 土木技術職（次のア又はイに該当する者）

ア 土木に関する専門技術系の高等学校等を卒業した者又は令和 6 年 3 月に卒業する見込みの者

イ 高等学校等を卒業した者で土木に関する実務経験や知識を有する者

③ 保健師

保健師の資格を有している者、又は令和 6 年に保健師の資格を取得する見込みの者

(2) 看護師

昭和 53 年 4 月 2 日以降に生まれた者で、看護師の資格を有し、実務経験がある者

(3) 船員（航海士又は航海士候補）

船員は、昭和 57 年 4 月 2 日以降に生まれた者で、次の各号に掲げる要件によるものとする。

① 船員（航海士又は航海士候補）（次のア～ウのいずれかに該当する者）

ア 船員を養成する海技関連の教育機関を卒業した者

イ 船員を養成する海技関連の教育機関を令和 6 年 3 月に卒業する見込みの者

ウ 専門外の高等学校等を卒業した者で海技免許（航海）4 級以上の資格を有している者

② 船員（機関士又は航海士候補）（次のア～ウのいずれかに該当する者）

ア 船員を養成する海技関連の教育機関を卒業した者

イ 船員を養成する海技関連の教育機関を令和 6 年 3 月に卒業する見込みの者

ウ 専門外の高等学校等を卒業した者で海技免許（機関）4 級以上の資格を有している者

(4) 次のいずれか 1 つに該当する者は受験できません。

① 日本の国籍を有しない者

② 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終えるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者

③ 国又は自治体職員等として懲戒免職相当の処分を受けた者

④ 日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他団体を結成し、又はこれに加入した者

3 選考試験の日時場所

(1) 書類審査 応募時に提出された書類に基づく審査

(2) 1 次審査

① 日時 令和 5 年 9 月 23 日（土）

② 試験 筆記試験（状況によっては WEB 試験になる場合があります。）

(3) 2 次審査

① 日時 1 次試験受験後、案内します。

② 試験場 十島村役場会議室（予定）

4 合格発表

(1) 書類審査 各人に文書又はメールにて案内をします。

(2) 1 次審査 各人に文書で通知します。

- (3) 2次審査 各人に文書で通知します。

5 選考方法

- (1) 書類審査 書類審査
(2) 1次審査 基礎能力検査、職場適性検査
(3) 2次審査 口述試験

6 受験手続及び受付期間

- (1) 申込書の請求先、提出先及び問合先
十島村役場総務課総務係
〒 892-0822 鹿児島市泉町 14 番 15 号
Tel (099)222-2101
各種様式は、ホームページ上からダウンロードして作成ください。
(郵便で請求する場合は、封筒の表に「受験申込書請求」と朱書きしてください。)
- (2) 申込方法
申込書に必要事項を記入のうえ次の書類を添付して提出してください。
① 令和5年度十島村職員採用試験受験申込書
② 履歴書・身上書（写真貼付）
※ 写真は、申し込み前1月以内に帽子を着けないで正面上半身を撮影した縦4.5cm横3.5cmのものとしします。
③ 面接カード
④ 成績証明書、又は成績見込み証明書（保存期間後の場合、その旨の証明書を添付ください）
⑤ 卒業証明書、又は卒業見込み証明書
※ 郵便で申込する場合は、封筒の表に「受験申込」と朱書きして必ず書留郵便でお送りください。
- (3) 受付期間
① 令和5年9月13日（水）締切（日曜日、土曜日及び祝日を除く。）
② 受付時間 午前8時30分から午後5時15分（郵便可。）

7 給与等

十島村職員の給与に関する条例等に基づき支給します。

- (1) 令和4年度実績（参考）
- ① 高等学校卒業者基本給 月額155,000円
経験年数により算定（10年経験者月額219,800円）
- ② 通勤手当 距離により算定（上限55,000円）
- ③ 住居手当 家賃額により算定（上限28,000円）
- ④ その他手当 時間外手当、特殊勤務手当等
- ⑤ 期末勤勉手当 最高4.4月分
- ⑥ 退職手当 年数により算定（最高47.7月分（定年35年勤務））

(2) 待遇

- ① 休暇 土・日祝日、年末年始休暇
- ② 有給休暇 年間 20 日（初年度月割）、他特別休暇あり
- ③ 保険補償等 市町村共済保険、公務員災害補償

(3) その他

令和 5 年度は給料及び期末勤勉手当の増額が見込まれます。

8 採用予定年月日

令和 6 年 4 月 1 日（年度中途での採用もあります。）

※ 船員は、合格後 6 月間は試用期間（会計年度任用職員として任用期間）があります。